

TH Picks for Association & Foundation

 Vol.08
 2025.02

【発行日】 2025年2月1日発行
 【発行元】 辻・本郷 税理士法人
 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
 TEL : 03-6911-3101 [受付時間 : 9時00分~17時30分 (土日・祝日・年末年始除く)]
 URL : <https://www.ht-tax.or.jp/>

Webサイト



特集

公益認定等ガイドライン 公益法人会計基準及び 同運用指針が決定されました



令和6年12月20日、内閣府公益認定等委員会にて新しい「公益認定等ガイドライン」及び「公益法人会計基準」並びに「公益法人会計基準の運用指針」が決定されました。そこで今回は公益認定等ガイドラインの改正でどのような点が変わったのか、また公益法人会計基準及び同運用指針の適用対象や経過措置期間についてご紹介します。

公益認定等ガイドライン

改正の趣旨

平成20年4月に公表された公益認定等ガイドライン（以下「旧ガイドライン」とする）は、公益認定等の審査をするにあたり、認定基準等に関する政令・内閣府令に関して運用を取りまとめたものとして策定されました。しかしながら旧ガイドラインに詳細な記述がないために、審査に際し様々な課題や指摘が浮き彫りになったことから、以下3つの観点から抜本的な見直しが行われました。

1. 予見可能性の向上
2. 認定等に関する行政の判断のぶれやばらつきの抑制
3. 事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換

従来からの変更点（主なもの）

旧ガイドラインから変更となった主な内容は下記の通りです。

公益目的事業に該当するか否かの判断基準を明記（第2章）
 審査における「予見可能性」を高めるため、旧ガイドラインでは参考として位置づけられていた「公益目的事業のチェックポイント」を「公益性及び不特定多数性の確認のためのチェックポイント」としてチェックポイント毎に判断基準として明記したほか、審査時に必要とされる書類・証憑類が明記されました。

公益法人が遵守すべき公益認定基準を記載（第3章）
 「認定等に関する行政の判断のぶれやばらつきの抑制」の観点から、認定法第5条各号に定められている公益認定基準の解釈の内容を拡充しました。また改正により追加となった理事監事間の特別利害関係の排除に関する基準（第12号）や外部理事・監事に関する基準（第15号及び第16号）について記載が追加されました。

公益法人が遵守すべき財務規律を記載（第5章）
 今般の認定法改正で名称及びその内容が改められた「中期的収支均衡」「公益目的事業比率」「使途不特定財産規制」について、より詳細な説明が記載されました。また「透明性の向上」の観点から、行政庁により公表される書類等が整理されました。

行政の監督・処分に対する方針を記載（第6章）

「事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換」の観点から、これまで内閣府から公表されていた「監督の基本的考え方」（平成20年11月21日）が更新され明記されました。また従来の立入検査を「点検調査」及び「重点検査」に区別し、それぞれの実施方針の詳細な説明が記載されました。

公益法人会計基準及び同運用指針

改正の趣旨

今般の改正では「本表（貸借対照表・活動計算書等）は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で開示」の考え方を基に進められました。資金提供者を中心とした多様なステークホルダーに対して「わかりやすい財務情報の開示」を通じて、意思決定に有用な情報や法人としての説明責任を果たすための情報を提供することを主要な目的として定めています。

適用対象法人

以下の法人を公益法人会計等では「公益法人」とし、新公益法人会計基準の適用対象として定めています。

1. 認定法第2条第3項に定めのある公益法人（公益社団・財団法人）
2. 整備法第123条第1項に定めのある移行法人
3. 認定法第7条の申請（公益認定申請）をする一般社団法人又は一般財団法人

なお運用指針において、会計監査人設置法人以外の法人は右記の表に記載の項目については適用又は作成しない、あるいは簡便的な方法を適用できるとされています。また移行法人についても、適用対象外とするものと及び移行法人における取扱いを適用するものとが定められています。



対象法人	適用または作成しないことができる項目
公益社団・財団法人 公益認定申請をする一般社団・財団法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産除去債務に係る会計処理 ○ 税効果会計 ○ キャッシュ・フロー計算書（認定法第5条第13号及び認定法施行令第6条の定めにより会計監査人を設置する義務がある法人を除く） ○ 資産及び負債の注記（財産目録を作成している場合に限る） ○ 賃貸不動産の時価等に関する注記 ○ 財務規律適合性に関する明細（附属明細書）
	<p>簡便的な方法を適用することができる項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産の減損会計 ○ 退職給付引当金 ○ 収益の認識
対象法人	適用対象外とするもの
移行法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財産目録の作成 ○ 貸借対照表の注記（使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高、指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び使用見込み） ○ 財務規律適合性に関する明細（附属明細書）
	<p>移行法人における取扱いを適用するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動計算書における事業収益、事業費の区分 ○ 貸借対照表の注記（会計区分別内訳又は実施事業資産の内訳と増減額及び残高、指定純資産の内訳、純資産間の振替額） ○ 活動計算書の注記（財源区分別内訳、会計区分及び事業区分別内訳、事業費及び管理費の形態別区分）

経過措置期間

新公益法人会計基準は令和7年4月1日以降に開始する事業年度から原則適用となりますが、令和10年3月31日までの間に開始する事業年度においては、現公益法人会計基準を適用できる経過措置期間が設けられています。令和10年4月1日以降開始する事業年度より全ての適用対象法人が新公益法人会計基準に移行することとされているため、この経過措置期間内に適用対象法人は対応の準備をすることになります。

認定法… 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（令和7年4月1日施行）

整備法… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律